

**令和６年度　児童福祉施設等一般監査提出資料**

**自主点検表２（処遇）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設種別 |  | |
| 法人名 |  | |
| 指導監査を行う  施設名及び所在地 |  | |
| 記入者の職名・氏名 |  | |
| 連絡先 | 電話： | ＦＡＸ： |
| Ｅメール： | |
| 記入年月日 | 令和　　　　　年　　　　　月　　　　　日 | |

※記載の中で指示のある項目以外は、直近の状況について記入してください。

自主点検表記入要領

１　自主点検表の対象

　　この点検表は、児童福祉施設等（保育所、小規模保育事業所）を対象としています。

２　記入方法

（１）「点検結果」欄の該当する回答を○で囲んでください。また、「記入欄及び点検のポイント」欄において必要事項を記入し、点検内容を確認してください。

（２）点検の時点は、原則、記入時点としてください。

（３）記入欄が不足する場合や、本様式での記入が困難な場合は、適宜、様式等を追加してください。

３　根拠法令・参考資料の名称

　　この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 文中の略称 | 名　　　　称 |
| 施行条例 | 埼玉県児童福祉法施行条例 |
| 市認可基準条例 | 久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 |
| 市確認基準条例 | 久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 |
| 省令基準 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 |
| 保育指針 | 保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号） |

| 自主点検項目 | 点検結果 | 記入欄及び点検のポイント | 根拠法令等 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　入所者の状況 |  |  |  |
| ①定員を超えて入所していますか。 | いない　いる | 年　　　月　　　日現在  利用定員　　　　人・・・(a)  現員　　　　　人・・・・(b)  （利用定員に対する比率　　　　％）・・・(b/a) | ○H10.2.13児保第3号「保育所への入所の円滑化について」 |
| ②私的契約児は入所中ですか。 | いない　いる  （　　　人） | ○私的契約とは、市町村からの委託以外で独自に児童を受け入れている場合です。 |  |
| ２　全体的な計画・指導計画 |  |  |  |
| ①全体的な計画を編成していますか。 | いる　いない | ○全職員の共通認識の下で全体的な計画を編成していますか。 | ○施行条例第194条(省令基準第35条)  ○保育指針第1章3（1）  ○市認可基準条例第30条（準用第25条）  【全体的な計画】 |
| ②年間、月間等の指導計画を作成していますか。 | いる　いない | ○指導計画は、全体的な計画に基づき保育実践の具体的な方向性を示したものになっていますか。 | 【指導計画、園パンフレット等】  ○保育指針第1章3（2） |
| ③食育計画・保健計画を作成していますか。 | いる　いない | ○食育計画及び保健計画は、保育の全体的計画及び指導計画の中に位置づけられていますか。 | ○保育指針第3章1（2）ア  ○保育指針第3章2（1）ウ |
| ④３歳未満児・障がい児等について、個別の指導計画を作成するなど必要な配慮をしていますか。 | いる　いない | ○３歳未満児・障がい児等について、一人一人の子どもの状態に即した保育が展開できるよう個別の指導計画を作成していますか。 | 【個別指導計画、】  ○保育指針第1章3(2) |
| ⑤指導計画に基づく保育内容の見直しを行い、改善を図っていますか。 | いる　いない | ○反省欄を設けて保育内容の見直しを行っていますか。 | ○保育指針第1章3(3) |
| ３　保育内容等の自己評価 |  |  |  |
| ①保育士等は、保育の計画や保育の記録を通じて、自ら保育実践を振り返り、自己評価することを通じて、その専門性の向上や保育実践の改善に努めていますか。 | いる　いない |  | ○保育指針第1章3(4)ア  ○保育所における自己評価ガイドライン(2020年改訂版)(厚生労働省・2020(令和2)年３月)（以下「自己評価ガイドライン」という。） |
| ②園として業務の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | いる　いない | ○園の設置者は、業務の質について自ら評価を行い、その結果を公表するものとされています。 | ○施行条例第197条第1項  ○市認可基準条例第5条  ○市確認基準条例第16条、第45条  ○保育指針第1章3(4)イ  ○自己評価ガイドライン |
| ③園としての自己評価の結果の公表に努めていますか | いる　いない | →公表の方法にチェックしてください。  　保護者会等で説明  　保護者へ配布  　園内掲示  　ホームページに掲載  　その他(　　　　　　　　　 　　　） | ○保育指針第1章3 (4)イ |
| ④定期的に外部の者による評価（第三者評価）を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るように努めていますか。 | いる　いない |  | ○施行条例第197条第2項  ○市認可基準条例第5条  ○市確認基準条例第16条、45条 |
| ４　保護者に対する支援 |  |  |  |
| ①保護者に対して、送迎時の対話や施設だより等を通じて保育の内容や子どもの様子などを知らせていますか。 | いる　いない | ○施設だより、連絡帳、保護者懇談会など、子どもの様子の伝達や収集、保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めていますか。 | ○施行条例第195条  ○市認可基準条例第30条（準用第25条）  ○保育指針第4章2 |
| ②地域の子育て家庭への支援を行っていますか。 | いる　いない | ○地域の子育て家庭への支援の例  ・子育て相談、園庭開放等 | ○施行条例第196条  ○保育指針第4章3 |
| ５　保育の記録 |  |  |  |
| ①児童の処遇の状況を明らかにするため、児童票を整備し、保育の過程などを的確に記録し、保管していますか。 | いる　いない | ○保育の過程などの記録は、児童の家庭・健康・発達の状況、保育の経過などについて、的確に記録したものとなっていますか。 | ○施行条例第166条  ○市認可基準条例第19条  ○保育指針第1章3(3) |
| ②児童票の保存及び秘密保持に留意していますか。 | いる　いない | ○児童票は、施錠できるロッカー等に保管されていますか。  ○児童票以外の記録についても児童や家族の秘密保持に留意する必要があります。 | ○市確認基準条例第27条、第50条（準用第27条）  ○施行条例第167条  （省令基準第14条の2）  ○市認可基準条例第20条 |
| ③保育日誌等は、整備されていますか。 | いる　いない |  | 【保育日誌】 |
| ６　小学校との連携 |  |  |  |
| ①就学に向けて園の子どもと小学校の児童との交流や職員の交流など小学校との連携を図っていますか。 | いる　いない  該当なし | ○就学に際して、小学校を訪問したり小学校と交流したりする機会を設けていますか。 | ○保育指針第2章4(2) |
| ②保育所児童保育要録の写しを小学校に送付し、原本を保管していますか。 | いる　いない  該当なし | ○保育要録は、保育の記録や評価からポイントとなる記載を簡潔に、的確に記していく必要があります。 | ○保育指針第2章4(2)ウ  ○保育所保育指針の適用に際しての留意事項について（平成30年3月30日）  【保育要録】 |
| ③保育要録を保存していますか。 | いる　いない  該当なし | →保存期間を記入してください。  保存期間　　　年  ○保育要録は当該児童が小学校を卒業するまでの間保管することが望ましいとされています。  ○指導要録のうち入園、卒園等の学籍に関する記録については、その保存期間は20年間となっています。 | ○保育所保育指針の適用に際しての留意事項について（平成30年3月30日） |
| ７　保育時間等の状況 |  |  |  |
| ①地域の保育ニーズに応じた保育時間が確保されていますか。 | いる　いない | →保育標準時間について記入してください。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 区分 | 平日 | 土曜日 | | 開所時間 | ：　　～　　：  時間　　分 | ：　　～　　：  時間　　分 | | 延長保育時間 （早朝） | ：　　～　　： | ：　　～　　： | | 延長保育時間 （夕方） | ：　　～　　： | ：　　～　　： |   ※「開所時間」は延長保育時間も含めた時間、「延長保育時間」は保育標準時間を除いたものを記入してください。 | 【園管理規則】  【勤務割表】 |
| ②日曜・祝日以外に休園した日はありますか。（年末年始を除く。） | ない　ある | →日曜・祝日以外に休園した日を記入してください。   |  |  | | --- | --- | | 年月日 | 理由 | |  |  | |  |  | | 【行事予定表】  【保育日誌】 |
| ③土曜閉園を行っていますか。 | いない　いる | →閉園状況を記入してください。  　毎週　　　毎月　　その他 | 【行事予定表】  【出勤簿】 |
| ８　給食の状況 |  |  |  |
| ①給食は、適切な時間に提供されていますか。 | いる　いない | →給食等の提供時間について記入してください。  副食・おやつ　　（　　　時頃）  昼食　　　　　　（　　　時頃）  副食・おやつ　　（　　　時頃）  夕食等　　　　　（　　　時頃） |  |
| ②給食会議を開催し、会議録を作成していますか。 | いる　いない | ○定期的に施設長を含む関係職員により給食会議を開催していますか。 | ○R2.3.31子発0331第1号、障発0331第8号  「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」 |
| ③給与栄養量の目標を設定していますか。 | いる　いない |  | ○施行条例第162条(省令基準第11条第2項)  ○市認可基準条例第15条  ○R2.3.31子発0331第1号、障発0331第8号  「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」 |
| ④献立表を作成し、保護者に提示していますか。 | いる　いない | ○献立はできる限り、変化に富み、児童の健全な発育に必要な栄養量を含むものとなっていますか。 | 【給食日誌】  【予定献立表】  ○施行条例第162条(省令基準第11条第2項、第3項)  ○市認可基準条例第15条 |
| ⑤３歳未満児に対する献立、調理（離乳食等）等について配慮していますか。 | いる　いない | ○食品の種類及び調理方法は、栄養、児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっていますか。 | ○児童福祉行政指導監査の実施について（H12.4.25児発第471号）別紙1 2(2)　第2(5) |
| ⑥給食を実施しない日はありますか。 | ない　ある | →実施しない日がある場合は回数及び理由を記入してください。  　　　回／年  実施しない理由  　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ⑦児童の栄養状態や摂食量、残食量等の把握により、栄養目標の達成度を評価し、その後の食事計画や献立の改善に役立てていますか。 | いる　いない |  | 【残食の記録】  ○R2.3.31子母発第0331第1号「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について3(1)  ○R2.3.31子発0331第1号「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導ついて」 |
| ⑧給食日誌は適切に記録されていますか。 | いる　いない |  | 【給食日誌】 |
| ⑨検食は適切に行われていますか。 | いる　いない | ○検食は、食事提供前に実施していますか。 | 【検食簿】  ○H20.3.7雇児総発0307001号「社会福祉施設等における食品の確保等について」 |
| ⑩検食簿を作成していますか。 | いる　いない | ○検食した時間、検食者、結果を記録していますか。 |
| ⑪食物アレルギーの児童への対応は、医師の診断に基づいたアレルギー疾患生活管理指導表を使用して適切に行っていますか。 | いる　いない | →食物アレルギー対応が必要な児童　　　人 | 【保護者申出書】  【医師意見書等】  ○保育指針第3章2(2)ウ  ○保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）(厚生労働省・2019(平成31)年3月) |
| ９　調理の衛生管理 |  |  |  |
| ①施設内で調理を行っていますか。 | いる　いない | →施設外で調理を行っている場合は記入してください。  委託先等名称（法人名）      所在地 | ○施行条例第191条(省令基準第32条の2)  ○省令基準第11条  ○市認可基準条例第15条 |
| ②調理従事者・調乳担当者の検便を月に1回以上行っていますか。 | いる　いない | →検便の実施回数を記入してください。  調理従事者の検便回数　　　　回／年  調乳担当者の検便回数　　　　回／年  ○腸管出血性大腸菌Ｏ157の検査を実施していますか。（必要に応じて10月から3月には、ノロウィルスの検査を含めてください。） | 【調理業務従事者の健康診断書・検便結果表】  ○H9.3.31社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」（別添）大量調理施設衛生管理マニュアル |
| ③調理従事者や調理室・食品保管庫の衛生管理を適切に行っていますか。 | いる　いない | →該当する項目にチェックしてください。  　調理従事者は、毎日の健康調査を行い、記録していますか。  （調理従事者に、嘔吐、下痢、発熱などの症状や手指等に化膿創があった時は調理作業に従事しないこと。）  　調理事業者は、手指の洗浄と消毒を行っていますか。  　手洗い設備には、石鹸、ペーパータオル、爪ブラシが設置されていますか。  　食品保管庫・冷凍冷蔵庫は清潔にしていますか。  　包丁、まな板等は用途別・食品別の使い分けをしていますか。  　使用水は、（点検項目：色、濁り、におい、異物）について、始業前及び調理作業終了後検査し、記録していますか。  　受水槽（貯水槽）を設置している場合や井戸水等を殺菌、ろ過して使用する場合には、遊離残留塩素について、始業前及び調理作業終了後検査し、記録していますか。【該当な  　しの場合チェック不要】  　食器の消毒保管は適切ですか。  　ガス漏れ警報機は設置されていますか。 | 【調理従事者衛生管理点検表】  【給食日誌】  【調理施設の点検表】  【使用水の点検表】 |
| ④保健所の立入検査はありましたか。（過去3年間で） | ある　ない | →立入検査があった場合は日付等を記入してください。  立入検査年月日：　　　年　　月　　日  指導事項　無　・　有（　　　　　　　　）  改善状況（　　　　　　　　　　　　　　） | 【保健所指導文書等】 |
| ⑤検査用保存食は、原材料も含めて適切に保存されていますか。 | いる　いない | →該当する項目にチェックしてください。  　検査用保存食は、原材料及び調理済み食品（ごはん、汁物、おかず、おやつ等施設で調理したものすべて）を食品ごとに、50ｇ程度ずつ清潔な容器に入れ、調理日を記載して、-20℃以下で2週間以上保存していますか。  　冷凍庫内の温度が外部から確認できない場合は、隔測温度計を設置していますか。 | 【検査用保存食】 |
| ⑥給食原材料の発注手続きや調理前後の保管管理等について、適切に行っていますか。 | いる　いない | →該当する項目にチェックしてください。  　予定献立表に沿って食品を購入していますか。  　発注書・納品書を整理し、保存していますか。  　納品時に食品材料の検収を行い、その結果を記録していますか。（点検項目：品質、鮮度、品温、異物の混入等）  　原材料の保管温度は適切ですか。  　調理が終了した食品は速やかに提供していますか。  　調理終了後30分を超えて提供される食品の保存温度は、病原菌の増殖を抑制するため10℃以下又は65℃以上で管理されていますか。  　加熱調理食品は、中心温度を測定し、結果を記録していますか。（中心部3点以上測定。75℃で1分間以上加熱。ノロウィルス汚染の恐れのある食品の場合85℃～90℃で90秒以上） | 【予定献立表】  【発注書】  【納品書】  【検収記録簿】  【食品保管時の記録簿】  【食品の加熱加工の記録簿】  ○H9.6.30児企第16号児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について |
| １０　給食供給者等の届出 |  |  |  |
| ①食品衛生法又は健康増進法に基づく給食施設設置届又特定給食施設等開始届を提出していますか。 | いる　いない | ○給食を開始したとき、又は特定給食施設（継続的に1回100食以上又は継続的に1日250食以上の給食を実施する施設）として給食を開始したときは、所定の届出をする必要があります。 | ○健康増進法（平成14年法律第103号）第20条  ○健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）第5,6条  ○健康増進法施行細則（平成15年県規則第99号）第4条  ○食品衛生法施行条例（平成12年県条例第22号）  ○食品衛生法施行細則（昭和48年県規則第48号）第9条 |
| １１　調理業務委託 |  |  |  |
| ①調理業務を外部委託していますか。 | いる　いない |  |  |
| （次の②～⑤は調理業務を外部委託している場合に記入してください） |  |  |  |
| ②契約内容は適切となっていますか。 | いる　いない | →業者名等を記入してください。  業者名：  所在地：  ○施設と受託業者の役割は明確になっていますか。 | ○H10.2.18児発第86号「保育所における調理業務の委託について」  【調理業務委託契約書】  【仕様書】 |
| ③受託業務の遂行が困難になったときの業務の代行保証について定めていますか。 | いる　いない | →業者名等を記入してください。  代行保証業者名：  所在地： |
| ④受託業者は栄養士が確保されていますか。 | いる　いない | →栄養士名等を記入してください。  栄養士名：  所属名： |  |
| ⑤調理業務従事者の健康診断、検便が適切になされていることを確認していますか。 | いる　いない | →健康診断日等を記入してください。  健康診断日：　　　年　　　月　　　日  検便実施回数：　　　　回／年  ○健康診断書の写しで健康状況を確認していますか。  ○腸管出血性大腸菌Ｏ157の検査を実施していますか。（必要に応じて10月から3月にはノロウィルスの検査を含めてください。） | 【調理業務従事者の健康診断書・検便結果表】 |
| １２　入所児の健康管理 |  |  |  |
| ①医務室（保健室）を設置していますか。 | いる　いない | ○入所児童の年齢に関係なく医務室（保健室）の設置が必要です。  ○ベッドがすぐに使える状態ですか。  ○児童が静養できる環境が整えられていますか。 | ○保育指針第3章1(3)エ  ○施行条例第190条 |
| ②医療器具、医薬品、衛生材料は整備され、その管理は適切ですか。 | ある　ない | ○医薬品の使用期限を管理していますか。 | ○施行条例第161条  ○省令基準第10条  ○市認可基準条例第14条 |
| ③健康診断は年2回以上適切に実施していますか。 | いる　いない | →健康診断等の実施日について記入してください。  健康診断実施日（前回） ：　　　年　　　月　　　日  健康診断実施日（前々回）：　　　年　　　月　　　日  歯科健診実施日（前回） ：　　　年　　　月　　　日  歯科健診実施日（前々回）：　　　年　　　月　　　日  →該当する項目にチェックしてください。  　健康診断の結果は適正に記録され、保育に活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにしていますか。  　病気等で欠席の場合に、嘱託医への直接受診等の対応を行っていますか。 | ○施行条例第163条  ○市認可基準条例第17条  ○保育指針第3章1(2)イ |
| ④疾病、体調不良、ケガ等に関する対応は、適切に行われていますか。 | いる　いない | ○児童の健康に関する保健計画を作成し、全職員がそのねらいや内容を明確にしながら、一人一人の児童の健康の保持及び増進に努めていますか。  ○入所初期や体調不良が見られるときは、特に十分な観察と注意を行っていますか。  ○保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その児童の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や児童のかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っていますか。  ○看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図っていますか。 | ○保育指針第3章1(2)ア、(3)ア  ○H17.2.22雇児発第0222001号社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について |
| ⑤感染症の発生予防対策は、適切に行われていますか。 | いる　いない | →該当する項目にチェックしてください。  ○マニュアルの整備・研修体制は適切ですか。  　感染症対策マニュアルの整備  　施設内での研修・情報共有  ○児童及び職員の健康状態の把握は適切ですか。  　日頃の手洗・うがいの励行  　平熱の把握及び毎日の健康観察  　疾病等による欠席理由の把握  ○下痢・軟便時の排泄ケアは適切ですか。  　おむつ交換は決められた場所で行う  　使い捨ておむつ交換専用シートの使用  ○嘔吐時の対策・ケアは適切ですか。  　嘔吐物の処理用備品の備え  　感染症が疑われる場合の静養  ○汚染区域と清潔区域の区別は適切ですか。  　排泄物・嘔吐物の処理は清潔区域と交わらない。  　排泄物・嘔吐物を処理した場合の消毒  ○発生時の体制  　保護者への連絡体制  　病児の保育体制  ○日頃の調乳やプールでの衛生管理は適切ですか。  　調乳器具の消毒と保管  　プールの水質管理（残留塩素濃度の確認）  　保育室・寝具や園庭の衛生管理 | ○保育指針第3章1(3)イ  ○保育所における感染症対策ガイドライン（厚労省平成30年3月）  ○社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（H17.2.22雇児発第0222001号） |
| ⑥定期的に午睡中の乳児の状況を確認するなど、乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防を行っていますか。 | いる　いない | →該当する項目にチェックしてください。  　ブレスチェック表の作成  間隔　　　歳児　　　　分  　　　歳児　　　　分  　　　歳児　　　　分  　　　歳児　　　　分  　乳児の顔が見える位置に保育士を配置し、様子が分かる明るさを保っていますか。 | 【ブレスチェック表】  ○保育指針第3章1(3) |
| １３　虐待の予防、早期発見等への対応 |  |  |  |
| ①児童の身体の状態、情緒面、行動、養育の状態及び家族の態度等に十分注意して観察や情報収集を行っていますか。 | いる　いない |  | ○保育指針第3章1(1)  ○児童虐待の防止等に関する法律第4条、第5条、第6条 |
| ②家庭内の虐待等が疑われる場合、関係機関と連携し、適切な対応を図っていますか。 | いる　いない | ○不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図っていますか。  ○虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図っていますか。 | ○保育指針第3章1(1)ウ  ○児童虐待の防止等に関する法律第4条、第5条、第6条 |
| ③虐待防止（家庭内の早期発見、施設内の防止等）の研修等を職員に対して行っていますか。 | いる　いない | ○埼玉県虐待禁止条例では、施設等擁護者が児童等を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ることを禁止しています。また、施設の設置者に児童に対する虐待の防止等に関する研修の実施と、職員に研修の参加を求めています。（第19条第2項、第3項）  ＜埼玉県虐待禁止条例＞  <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/20170711.html>  →該当する項目にチェックしてください。  　外部研修の参加  　園内研修の実施  　セルフチェックの実施 | ○市確認基準条例第3条、第25条、第50条（準用第25条）  ○埼玉県虐待禁止条例  ○保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト（全国保育士会） |
| １４　保育環境、安全管理の状況 |  |  |  |
| ①所内の衛生管理、適切な温度・湿度・採光・換気・音など適切な環境保持に努めていますか。 | いる　いない |  | ○施行条例第153条第5項  ○市認可基準条例第5条  ○保育指針第3章3(1) |
| ②園児等の安全の確保を図るため、当該年度が始まる前に施設の設備等の安全点検、園外活動を含む保育所等での活動、取組等における職員や児童に対する安全確保のための指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全確保に関する取組についての年間スケジュール（安全計画）を策定し、必要な措置を講じていますか。 | いる　いない | →該当する項目にチェックしてください。  ＜児童への安全指導＞  　児童自身が安全や危険を認識し、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について理解するよう努めていますか。  　児童が交通安全について学ぶ機会を設けていますか。  ＜保護者への説明・共有＞  ○保護者に対し、交通安全・不審者対応について児童が通園時に確認できる機会を設けてもらうなど、児童が家庭で安全を学ぶ機会を確保するよう依頼していますか。  　保護者に対し、安全計画及び園が行う安全に関する取組の内容を説明・共有していますか。 | ○施行条例第154条の3  ○省令基準第6条の3  【安全計画】  ○R4.12.15事務連絡「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」  ○省令基準第6条の3第3項 |
| ③事故の予防・再発防止、事故発生時の対応のための体制整備は行われていますか。 | いる　いない | →該当する項目にチェックしてください。  ＜事故の予防・再発防止＞  ○児童の行動や予想される事故等を見通した事故防止マニュアルや事故発生に備え、緊急時に対応可能なマニュアルを整備し、職員間で共有するとともに、定期的な訓練を行っていますか。  ○予想される事故等を見通して、環境整備及び保育士の配慮すべき事項を整理していますか。  ○児童の安全管理に関して、職員の役割が明確になっていますか。  　事故防止・発生時対応マニュアル・指針の整備  　事故発生防止の研修  　応急処置・緊急蘇生法等に関する研修  ○事故の再発防止、未然防止のため、児童の思いがけない行動、あと一歩で事故になるところだったという事例（ヒヤリ・ハット事例）の収集や分析を行っていますか。  　ヒヤリ・ハット事例の収集・分析  ○事故発生の防止のための委員会（事故の原因究明や再発防止策などの検討）を設置し、定期的に開催していますか。  　事故発生の防止のための委員会を設置し、定期的に開催している。  ＜事故発生時＞  ○事故が発生した場合は、速やかに市、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。  ○事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を残していますか。  　事故が発生した場合は、速やかに市、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置をとっている。  　事故の状況及び事故に際してとった処置について記録している。  ○賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。  →治療に30日以上要する事故等がありましたか（令和5年度）  　ない　　　ある  →治療等の保険（スポーツ共済等含む）請求件数  　　　　　　　件  ○ＡＥＤについて  　ＡＥＤを設置している。  　ＡＥＤを点検している。  　ＡＥＤを職員が使用できる。 | ○市確認基準条例第32条、第50条（準用第32条）  ○施行条例第153条第6項  ○保育指針第3章3(2)  ○H13.6.15雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」  ○H25.1.18,H26.1.31事務連絡「保育所及び認可外保育施設における事故防止の徹底等について」  ○H28.3.31府子本第192号「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」  ○H28.3.31府子本第191号「特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」  ○R6.3.22こ成安第36号「特定教育・保育施設等における事故の報告等について  【事故防止マニュアル】  【事故発生時の対応マニュアル】  【事故報告書】  【事故防止委員会記録】  【ヒヤリ・ハット事例】  【職員研修記録】 |
| ④プール活動・水遊びの際に「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」の注意すべきポイントにより確認していますか。 | いる　いない | →該当する項目にチェックしてください。  　保育指導者と別に監視者を配置している。  　事前に健康状態を確認している。  　残留塩素濃度を確認している。  　保育指導者、監視者、残留塩素濃度等を記録している。  　水深等を確認している。 | 【プール日誌】  ○R2.6.12府子本第659号ほか「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について  ○H28.3.31府子本第192号ほか「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」 |
| ⑤熱中症事故を防止するために必要な対策を講じていますか。 | いる　いない | →該当する項目にチェックしてください。  　暑熱環境においては、暑さ指数等を用いて活動実施に関する判断を行っている。  　必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整えている。 | ○R5.6.7事務連絡「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について |
| ⑥日常の安全管理は、適切に行われていますか。 | いる　いない | ○定期的に施設、設備、遊具、玩具、用具、園庭等を点検していますか。  　安全点検表での確認・記録 | 【遊具等の安全点検表】 |
| ⑦園外活動に対する安全確保はなされていますか。 | いる　いない | ○移動（散歩）経路は安全な経路になっていますか。  ○危険な場所、設備等を把握していますか。  ○引率者は、参加児童数、移動場所に応じて十分な人数となっていますか。  ○携帯電話等の連絡体制がありますか。 | ○施行条例第153条第6項  ○保育指針第3章3(2) |
| ⑧園の管理下での事故に備えて、賠償責任保険等に加入していますか。 | いる　いない | →加入している保険について記入してください。  損害保険会社名：  保険の種類及び内容： | ○市確認基準条例第32条、第50条（準用第32条）  ○施行条例第153条第6項  ○保育指針第3章3(2) |
| １５　登所バスの状況 |  |  |  |
| ①登所バスを保有していますか。 | いる　いない | →保有している場合、定員及び運転者名を記入してください。  バスの定員：  運転者名： |  |
| （次の②～④は登所バスを保有している場合、記入してください。） |  |  |  |
| ②バスの運行について陸運支局へ有償運送許可申請書を提出していますか。 | いる　いない | →許可（届出）年月日を記入してください。  許可（届出）年月日：　　　　　年　　　月　　　日 | 【有償運送許可申請書】  ○H9.6.17自旅発第101号「通学通園に係る自家用車の有償運送の取扱いについて」2(2)③イ |
| ③許可内容に変更がある場合、変更届を提出していますか。 | いる　いない | →変更がある場合、変更届出年月日を記入してください。  変更届出年月日：　　　　　年　　　月　　　日 |
| ④運行に当たって、安全管理は十分に配慮されていますか。 | いる　いない | ○安全運転管理者等は選任されていますか。 |  |